

クーデタとスラユット政権 岐路に立つタイの民主主義

玉田芳史・船津鶴代

二〇〇六年九月一九日にタイでクーデタが発生し、タックシン・チンナワット政権が打倒された。実行者は「国王を元首とする民主主義体制改革評議会」(Council for Democratic Reform || CDR) を名乗る軍人であった。CDRは一〇月一日に暫定憲法を公布施行し、それに伴い「国家安全保障評議会」(Council for National Security || CNS) へと衣替えし、枢密顧問官のスラユット・チュラーノン元陸軍総司令官を首相に選んだ。

●タックシン追放劇

欧米諸国から批判を浴び、ASEAN諸国からも顔をしかめられるクーデタにCDRが踏み切ったのは、タックシン追放劇の幕を下ろすためであった。まず劇を振り返っておこう。二〇〇五年二月総選挙で与党タイラックタイ党(以下、TRT)が空前の圧勝をおさめた後、タックシンへの批判が強まり始めた。一〇月からは定期的な批判集会が開かれるようになった。二〇〇六年一月にタックシンの一族が持株会社SHIN社を売却すると、劇の幕が上がった。

二月から三月にかけて首都で大規模な退陣要求集会が開かれ、国王へ首相解任を請願した。一九七三年と一九九二年に大規模な反政府集会が開かれ、政府側が発砲で流血を招いて退陣に追い込まれた先例があった。流血は更迭に直結するため、タックシンは集会やデモの取り締まりを一切放棄してそうした轍を踏

まなかつた。

退陣要求に対してタックシンは国会解散と総選挙で応じた。国会に議席を持つ野党三党はすべて選挙をボイコットした。憲法で立候補要件が厳しく規定される上、選挙法には候補者一名の選挙区では有権者総数の二割以上の得票が当選に必要と規定されている。四月二日の選挙では与党TRTは四〇〇すべての小選挙区に候補者をたてたものの、七割ほどの選挙区は候補者一名であり、四〇選挙区で当選者が決まらなかった。二三日に再選挙が行われることになり、TRTは当選を容易にするために泡沫政党に対立候補擁立を強引に働きかけた。それでも議席がまだ確定しない選挙区が一四あったため、二九日に三度目の投票が予定された。

しかし、四月二五日に就任宣誓に訪れた裁判官に国王が語った。候補者が一名の選挙区、特定政党がほぼ全議席独占、当選者の未確定といったことは民主的ではないという憂慮を示し、

裁判官に進退を賭けて事態を打開せよと命じたのである。TRは二回の投票ですでに選挙違反を十分に犯していた。

裁判所は速やかに対応して総選挙の続行を差し止めた上で、総選挙無効判決を下した。続いて、選挙管理委員会や政党による選挙違反事件の審理に取りかかった。選挙管理委員は七月に禁固刑の有罪判決を受けた。後任の委員が選出されるまでは、総選挙は実施できない。他方で、政党解党裁判は進捗が遅かった。九月には新選挙管理委員の選出が終わり、やり直し総選挙の実施が視野に入ってきた。選挙日程を定める選挙実施政令に国王が署名すれば、解党は難しくなる。選挙になれば、レイムダック状態に陥っていたとはいえ、対抗しうる政党が存在しないため、TRTの勝利は必至であった。タックシンの続投阻止のためにはもはや待たなくなった時期、彼が外国訪問中を見計らって、九月一九日夜にクーデタが実行された。

二〇〇六年のタックシン追放までの途筋を振り返るならば、反対派はタックシン追放のために最初は大規模集会を開いた。圧力に屈しなくても、手荒な鎮圧で死傷者が出れば更迭の口実が得られる。それには失敗したが、総選挙では野党がボイコット戦術を用いて違法行為を引き出すことに成功した。裁判所を通じた処断に着手したものの、TRT解党やタックシンの公民権停止には手間取り、総選挙の再実施が迫ってきた。選挙管理委員会の交代にもかかわらず選挙では勝ち目がないので、選挙前にクーデタで追い出した。なりふり構わぬ最後の手がクーデタだったということである。

●なぜタックシンを追い出す必要があったのか

CDRはクーデタ直後の声明第一号で決起理由として、社会の分裂、汚職の蔓延、監査機関の機能不全、国王の軽視の四点を挙げた。暫定憲法の前文には、クーデタの理由として汚職の蔓延と社会の分裂の深刻さが指摘されている。

汚職はタックシン時代の新現象ではない。拍車がかかったと

いうことにすぎない。取り締まりのために築いてきた民主的制度を無視しクーデタに訴えるというのは、「スラムの天使」プラティープ女史の言を借りるならば「ネズミやゴキブリを退治するために自宅を燃やしたに等しい」。また、ここでの社会の分裂とは、タックシンへの反対派と支持派の対立が激しくなったことを意味している。賛否両論の存在は民主政治には当たり前のことであり、対立の責任は双方にあつてタックシンだけに帰すことはできない。そこでCDRは両派の文民が衝突して流血に至る可能性が切迫していたと主張することになるが、これを裏付ける事実はなく、仮に危険があつたとしても軍が阻止すれば済む話であり、クーデタに訴える必要はなかった。

監査機関の機能不全と国王軽視は、タックシンが横暴横柄なまでに強い指導力を発揮していたことと関連している。一九九〇年代以後の選挙の定着に伴い、都市部と農村部の間の溝が浮き彫りになった。いずれの政党も首都か（一部）地方でしか勝てないため、一九九〇年代の政党政権はいずれも連立政権の形を取った。ところが二〇〇一年の総選挙では、TRTがほぼ半数の議席を獲得する大勝をおさめ、一部に地域政党の名残を残すのみだった（図1）。さらにTRTによる政党の吸収合併が進んだ二〇〇五年の総選挙では、TRTは南部を除くほぼ全国すべての地域で議席を獲得し（図2）、政党政治史上初の単独政権を樹立した。

過半数の支持を根拠にタックシン首相が「辞めない」ことこそが、反対派にとっては癪の種だった。たとえばCDR・CNSでもっとも饒舌な軍人は「下層向けの政策に用いられる資金は、情報を十分に得ておらず、教育も乏しい地方や農村部の有権者にとっては毒入りの菓子のようなものだ。これは国家安全保障にとって重大な脅威である」と述べている。また、四月の国王発言以後動きが活発になった司法界にあって最高裁判官の秘書官を務め、もっとも饒舌に発言していた判事は（TRTが四月二日総選挙の比例区で有効投票総数の五割を超える）一

六〇〇万票をとったといっても、一人一〇〇〇バツで買収しただけのことだ」と述べた。いずれも、民衆は民主主義への備えができておらず、教導が必要だという何十年も前からの民主主義否定論の焼き直しである。選挙民主主義への不満と、その正当性を剥ぎ取ろうとする意図が現れている。

しかしタックシン政権時代には、総選挙のたびに与党第一党が敗北し政権交代が生じた従来の状況とはうってかわって、庶民が政党の政策の安定した顧客となり、次の選挙で再び同じ政党を支持するという新たな循環が生まれて、大衆民主主義への兆しが見えはじめていた。首都で反タックシン集会が盛り上がった後の二〇〇六年四月選挙（後に無効と裁定）も、主要な支持層である農民の多い東北部・北部ではT R T支持の傾向が揺るがなかった（図3）。T R T政権は選挙公約の多くを実行に移し、農村の住民が政策による配分の成果を実感する機会が増えた。従来の政権と比べると、恩恵は群を抜いていた。

選挙で強いこと、国民に人気があることなどが問題なのであろうか。勤王派の政治学者チャイアナンは、タックシンが与党の立場を生かして人気取り政策を実施し、二〇〇五年総選挙のような絶大な人気を得ると、「王室と国民の間の距離が拡大し、国王陛下が象徴にすぎなくなってしまう」という懸念を表明していた。つまり、国王の影が薄くなるというのである。

C D Rはクーデタの理由の一つとして国王軽視をあげている。しかし、不敬行為や不仲が一般国民にはつきりと認識されることはなかった。タックシンは六月の国王即位六〇周年式典をつつがなく執り行っていた。それゆえタックシンが六月二十九日の演説で「憲法の枠外にあつて威光を持っているように見える人物」が政府打倒のために暗躍していると批判しても、それが国王を指していると受け止めるものは少なかった。一般国民からすれば、国王とタックシンは十分に並び立ち得たのである。

だが、勤王派にとってはそうではなかった。C D Rの声明第一号の末尾にはクーデタの目的が述べられている。それによる

と、国家の安寧と安全を保ち、王室を奉戴するためであった。主観的にも客観的にも、二〇〇六年九月に「国家の安寧と安全」が危機にさらされていたことは確認しがたいので、少なくともC D Rの主観では「王室の奉戴」が真の目的であったといえよう。それゆえ、C D Rの声明第三号では、内閣、国会、憲法などの解体破棄とともに、ことさらに「枢密院と裁判所」だけを取り上げて従来通り機能すると宣言している。廃止しなければ存続は自明であり、宣言など無用である。蛇足と思われることをあえて加えたのは、この二機関が国王奉戴にとってきわめて重要だという認識の反映であろう。彼らにとっては、タックシンは国王を十二分に奉戴しない「逆賊」だったのである。

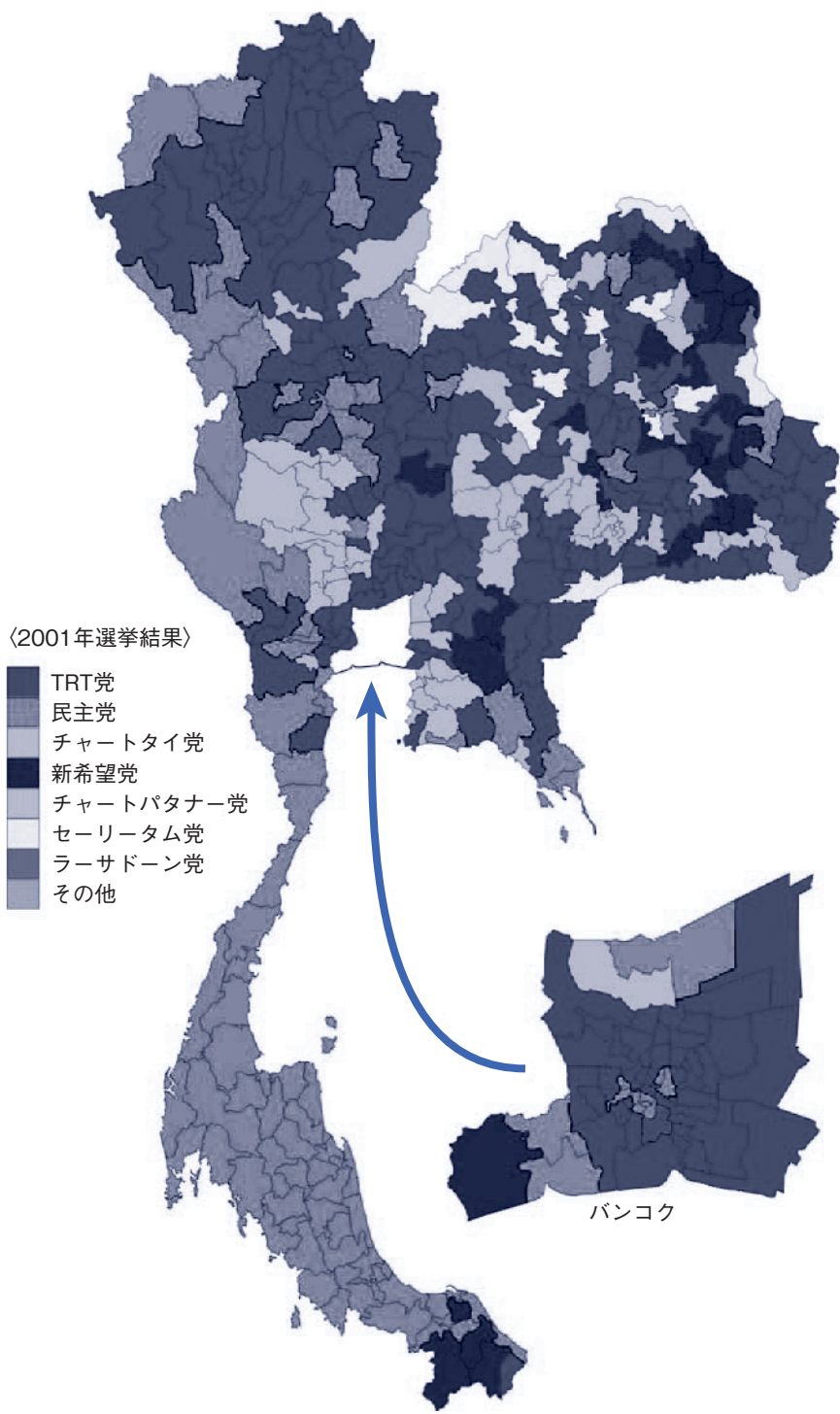
●スラユット政権の迷走

クーデタは好評であった。タックシン退陣要求運動の嵐の中で国政が麻痺していたからである。二月以来半年以上も国会が解散されたままであり、一〇月からの新年度予算を含めて法案の審議は完全に止まっていた。そうした混乱に終止符が打たれたことに安堵したのである。さらに、清廉で実直なスラユット首相への信頼も厚い。しかしながら、政権運営についてはそれほどなく、政権発足から数カ月も経ずに支持が低下しつつある。これにはいくつかの理由がある。第一に、タックシンの否定という負の正当性に依存している。第二に、明確な政権構想がなく、具体的な成果を上げることができていない。第三に、二重政権であり、まとまりが乏しい。

①負の正当性

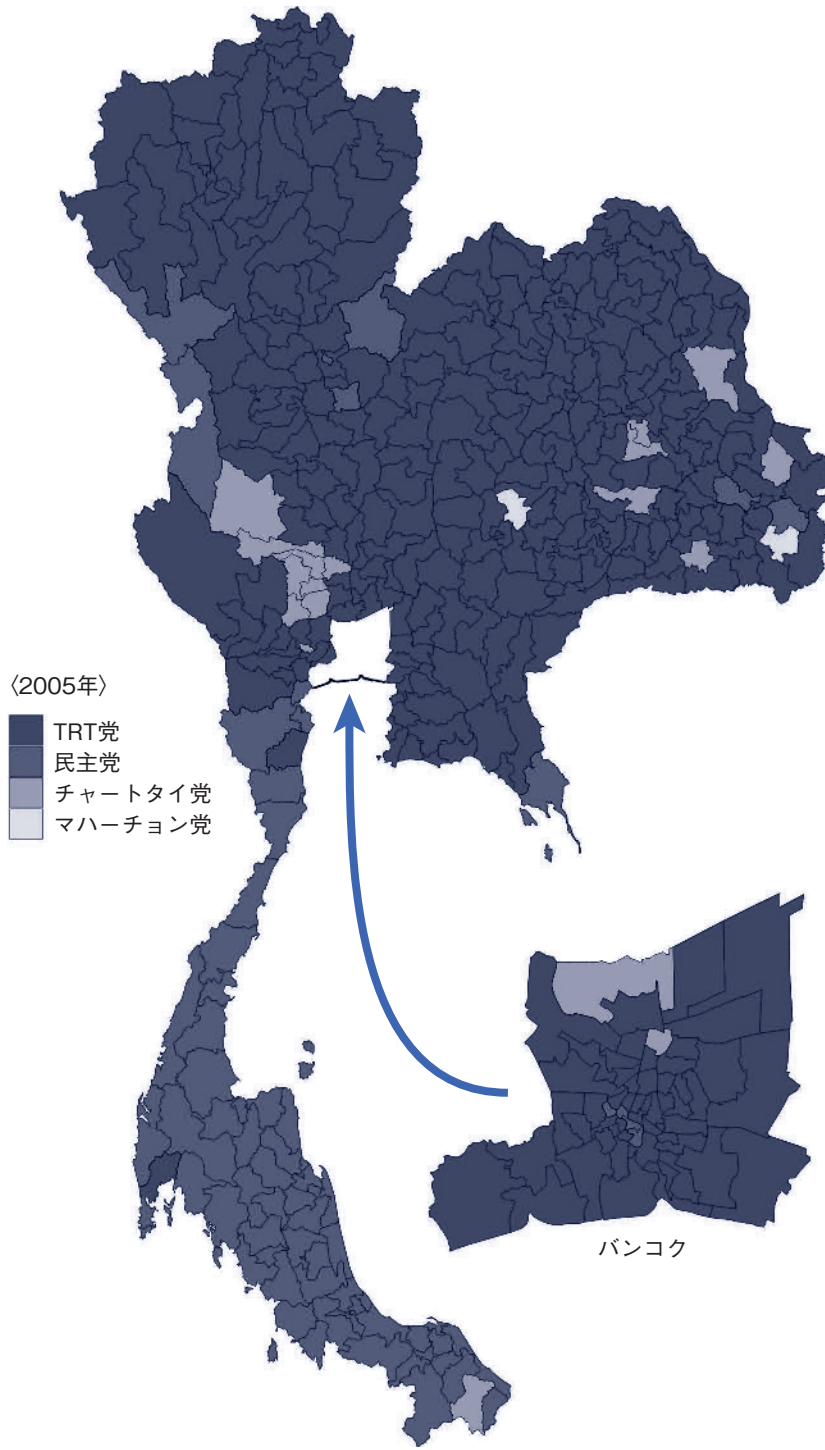
最大の問題は、「タックシン体制」という曖昧な表現を用いてその清算を謳うことにより、支持を生み出そうとしていることにある。多くの国民は、タックシン政権の汚職が目には余ると感じていたため、C D Rにとって汚職摘発は好都合かつ不可欠であった。C D Rは九月中に国家加害行為調査委員会を設置して強い権限を付与し、反タックシン派として著名な実務家や有

図1 2001年1月総選挙：政党別の得票結果（小選挙区）



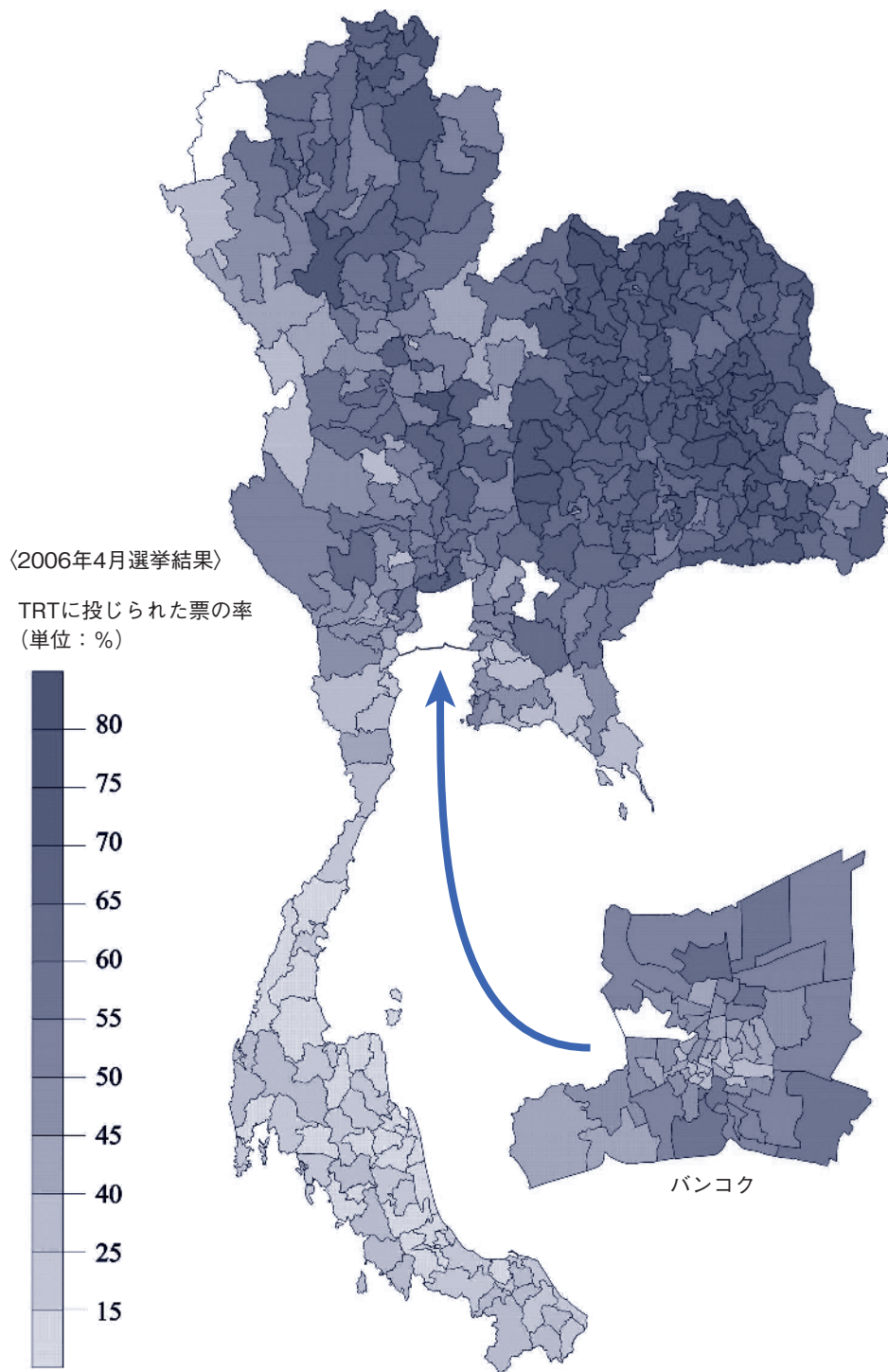
(出所) Chris Baker 氏ならびに Pasuk Phong paichit 氏が作成した地図をご本人の承諾を得て掲載。

図2 2005年2月総選挙：政党別の得票結果（小選挙区）



（出所）図1に同じ。

図3 2006年4月の「幻の選挙」結果：TRTはどれくらい票を得たか（%）



(出所) 図1に同じ。

(注) (1)この選挙は後日無効と裁定されたため、非公式発表に基づく結果から作成されている。

(2)空白は、再投票が実施されず、結果が確定しなかった選挙区を意味する。

識者を同委員会や既存の汚職防止取締委員会の委員に抜擢した。スラユット政権発足以前に態勢が整えられていたため、国民はじきに成果が出るものと期待した。しかし、鳴り物入りで設置された調査委員会が政府とともに総力を挙げて摘発に邁進し、タックシン時代の汚職や不正への批判を連日のように繰り返しているにもかかわらず、タックシンを有罪に追い込むには至っていない。本丸を落とすのが困難なため、執拗な粗探しの色合いを強めつつある。

タックシン政権で汚職が蔓延したのは、政治家への監査を担当する機関の人事にタックシンが不当に干渉して独立性を奪い機能不全に陥れたからである、とCDRは主張していた。CDRは反タックシン派の判事、軍人、有識者を複数の監査機関に送り込んだ。タックシン派は一掃されたものの、CNSや内閣とともに反タックシン派一色になったため、反タックシン派への公平な監査機能を果たしうるのであるかどうかが疑問である。民選議会の解散により国民からのチェックが働かないという意味では、スラユット政権の方が問題をはらんでいるかも知れない。

② 政策と実績の不在

タックシン叩きだけでは、総選挙が予定される一年後まで政権への支持を保つことは難しい。それにもかかわらず、スラユット政権は積極的な政策をほとんど提示していない。数少ない積極策の中で目立つのは、一九九七年経済危機の時に国王が提唱して有名になり、暫定憲法前文にも書き込まれた「足るを知る経済」原則である。しかし実のところ、この原則はタックシン流の経済運営の否定を意味するにすぎない。タックシンの特色は経済成長率や株価の重視、自由化、民営化、FTA、グローバル化といった点にあった。その否定は成長よりも幸福感、外資規制と自国資本保護、国営企業民営化の中止、FTAへの慎重姿勢といったことになる。外資を含めた多くの投資家の不安を打ち消すために、経済閣僚がこの原則とグローバル化は矛盾しないと強調してもあまり効果はない。どう具体化するのか

が不明確なままだからである。

タックシン政権を声高に否定しながら、実は政策をほぼそのまま継承している例も少なくない。たとえば、医療従事者以外には高い人気を誇っていた通院一回当たり三〇バーツの医療事業を否定しようとして、公衆衛生大臣は逆に三〇バーツの徴収すらやめて、無償化を打ち出した。県知事の権限を強化したCEO県知事については、廃止を求める声が高まると、最大の受益者である内務省は名称の変更によって実態の温存を図っている。

新たな政策でインパクトがあるのは、アルコール飲料の規制や宝くじの見直しである。いずれも禁欲的な道徳思想に由来している。飲酒抑制運動や広告規制は酒造メーカーならびに左翼の反発を招いている。宝くじについては、タックシン時代には収益の国庫納付に不明朗な点があったという問題を越えて、庶民の射幸心を煽っているという理由で廃止や縮小が提案されている。それが違法な宝くじを蔓延させることは明白であり、しかも政府歳入を減らし、庶民のささやかな楽しみを奪うことにもなる。いずれも政権への支持どころか、反発を招いているのである。

前政権が対応に苦慮していた問題を解決できるならばスラユット政権への支持は高まるであろう。たとえばクーデタの前や直後には、反タックシン派は南部三県での相次ぐテロ事件は、タックシンが退陣すれば容易に解決されると喧伝していた。しかし、CNS、軍、政府の懸命の努力にもかかわらず、四カ月たっても解決どころかむしろ激化の様相を呈している。もともと期待が高かっただけに、このことは失望を招いている。

③ 二重政権と不安

CDR・CNSならびにスラユット政権はまとまりが不足している。クーデタは国軍最高司令官、三軍の総司令官、警察長官の名前において実行された。しかしながら、実質的にはソーンティ・ブンヤラットカリン陸軍総司令官を中心とする陸軍主体

のクーデタであった。端的にはプレーム・ティンスラーノン枢密院議長を支持する軍人が中心であった。それに対して、海軍と空軍の総司令官はタックシン首相に近い軍人とみなされていた。それどころか、国軍最高司令官と警察長官はクーデタ当日に最後まで荷担に消極的であった。最高司令官は九月末日で退役を迎えたものの、警察長官は留任している。タックシンと警察長官の関係は緊密ではなかったものの、警察出身で明らかに警察を重視したタックシン首相に対しては警察全体が好意的であった。CNSは言いなりにならない警察長官に苛立ち、警察の改組計画を打ち上げて警察に揺さぶりをかけている。

CDRは当初から一枚岩ではなく不安を感じていたため、国際的な知名度や経済運営能力に定評のあるテクノクラートではなく、スラユットを首相に選んだ。CDR・CNSとの不協和音を予防するため、もつとも信頼しうる人物を選んだのである。スラユットは現役時代にはソンティの直属の上司として同じ部隊でずっと勤務していた。そのスラユットは一九七〇年代末からプレーム直系の軍人である。スラユットが陸軍総司令官や枢密顧問官になったのも、ソンティが陸軍総司令官になったのも、プレームのおかげである。クーデタ直後にソンティがプレームとスラユットに引率されて国王に謁見しお墨付きを得たのはこうした良好な関係の反映であった。

それにもかかわらず、CNSは不安を感じている。CNSはタックシンの与党TRTの残存勢力が治安秩序を乱そうと企んでいると主張して、クーデタ当初に布いた戒厳令の解除を先送りし、ようやく一月末に四一県での解除に応じたものの、まだ三五県が未解除である。TRTによる秩序破壊工作に具体的な証拠があるわけではない。しかし、突然更迭された政権幹部、二〇〇六年二月の国会解散以来失業して議員給受を受け取れなくなった五〇〇名の下院議員、四月の上院議員選挙の当選者二〇〇名はいずれもクーデタに不満を感じている。TRTの一四〇〇万人の党員、タックシン政権とつながっていたタイ指折

りの企業家たちも同様である。こうした恨みを買っていることをCNSは感じ取っているのである。

同じ不安をスラユットも共有している。タックシンは巧妙な演出もあつて農村部大衆の間に入り込んで心をつかんだ。スラユットも何度か農村部住民を訪問しているものの、それはいざれも一九八〇年代に投降した元共産ゲリラの居住区であつた。つまり、軍の管理下の住民であつて、一般庶民ではない。スラユット自身が一月には国民と意思疎通することが難しいとこぼしている。国民の支持や期待に比べてクーデタを行ったと主張しつつも、実は国民から遊離していることを自覚しているのである。

こうした不安のゆえに、スラユット政権とCNSは強くスラムを組まねばならない。良好な関係を保つには明確な棲み分けが必要である。しかしながら、実際には二重政権状態になっている。そもそもCNSの幹部は現役の軍人であり、軍人としては首相の部下である。しかし、CNSは院政を敷くようにスラユット政権の上に君臨しており、政府を批判することも稀ではない。CNS幹部同士で意見の食い違いが表面化することもある。とりわけ強い批判を招いているのは、CNS幹部をはじめとする軍人が国営企業の理事に就任したり、軍人としての本給のほかにCNSとしての給与も二重に受け取ったりするようになったことである。批判が十分に予想されたにもかかわらず、スラユットが容認したのは、CNSが内閣の上に位置しているからである。

端的にいつて、スラユット政権は無為無策の印象をぬぐえない。それをタックシン批判とスラユットの人柄で埋め合わせようとしている。魔女狩りのようにタックシン政権時代の罪を執拗に暴き立てるばかりでは、政権への支持を保てない。CNSや政府が強調する社会分裂を修復するための国民和解にも反している。また、首相の誠実な人柄だけでは政権を支えることはできない。国民が期待しているのは責任追及や道徳だけではない。

く、具体的な成果だからである。

●今後の展望

クーデタの目的が国王の奉戴であったとすれば、「逆臣」タックシンの追放、政権幹部が異口同音に「足るを知る経済」をお経のように唱えることで実現されているように思われる。タックシンの復活が懸念されるのであれば、クーデタ直後の特別な権力を用いてTRTを解体し、タックシンから参政権を剥奪すればよかった。そしてCDRはすぐに舞台裏へ退いて、一九九七年憲法に基づいて総選挙を実施すべきであった。ところが、CDRが行ったのは汚職摘発態勢の整備と新憲法制定への手順規定だけであった。

これはタックシンだけではなく、一九九七年憲法に基づく統治体制を葬り去る必要があったことを示唆している。タイ史上「一六番目のその憲法はもつとも民主的であると高い評価を得ていた。しかしCDRの観点からすると、破棄しなければならなかった。暫定憲法の前文には、一九九七年憲法破棄理由として、「タイの伝統にならった法治主義を顧慮した適切な統治の仕組み」が必要だからと述べられている。それは「国王陛下を元首とする民主主義体制」である。この点で興味深いのは、二〇〇六年六月二十九日の一時間に及ぶ演説で、タックシンが「民主主義」に三一回言及しながら、「国王陛下を元首とする民主主義体制」という表現を一度しか用いていないことであり、さらにこの演説を批判した法律家（クーデタ後の官選立法議会の議長）がタイの民主主義は「国王陛下を元首とする民主主義体制」であって、欧米の民主主義とは違うと指摘していることである。それは軍事政権時代から使い古されてきた「タイ式民主主義」であり、民主主義とは大きく異なったものである。

一九九七年憲法は首相が民選議員でなければならぬと当初から規定したタイ史上二番目（最初は一九七四年憲法）の憲法であった。首相を選ぶのはかつてのように国王や軍ではなく、

国民である。下院議員選挙の結果に基づいて選出される首相は、第一党が過半数の議席を得れば選択の余地がない。誰かに任命してもらうのではなく、選挙で勝ち取るのであるため、強い正当性を獲得しえた。しかも、比例区という全国区選挙は首相の国民的人気を確認しうる効果を伴った。民主政治にとっては当たり前前のこの仕組みが残れば、第二のタックシンが登場する可能性がある。それゆえ、ご破算にする必要があったのである。

タイの少数派の知識人が指摘するように、二〇〇六年クーデタの基調には勤王主義イデオロギーがあった。この意味で一五年前よりも三〇年前のクーデタとの共通点が多い。今回のクーデタの大きな特色は、知識人の多くが勤王的な保守派エリートとともに、選挙は形式や手続きにすぎず、実質となる道徳こそが重要という理屈で、民主政治否定に賛同したことである。民主政治にとって選挙がすべてではない。しかし、選挙は必要条件である。この当たり前の事実を目をつむり、タックシンを放逐するために民主主義を否定したのである。これは、一九九二年以後芽生えていた中間層の支配階層化の完成と捉えうるかもしれない。それは中間層が人口の七割前後を占める庶民ではなく、少数の上流階級の側に荷担したことを意味している。大衆民主主義はこれから始まろうとする矢先に拒絶されたのである。もつとも、スラユット政権は具体的な成果が乏しく、CNSはタックシン支持派への嫌悪と恐怖を抱き、新憲法の起草が始まろうとしている。民選議員以外にも首相就任を認めようというキャンペーンがかなり組織的に行われ始めた。それでも一九九七年憲法よりも民主的と強弁せざるをえない。三〇年前にも一五年前にも翌年には揺り戻しのための政変が起きた。今回は総選挙を通じて平和に民主的な政権への復帰が実現されるのであろうか。

（たまだ よしふみ／京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究科教授、ふなつ つるよ／アジア経済研究所新領域研究センター）